

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止

(現 状)

- 平成18年10月1日から受付を開始した当該給付金については、平成21年9月30日をもって時効が到来することから、もれなく制度案内を行うことが必要。

(今後の方針)

- 恩給システム、援護年金システムの受給者情報と当該給付金請求済者の者を突合し、未請求の受給権者リストを平成21年3月末までに各都道府県に送付予定。
- 政府広報の実施（今月末：ラジオ番組）
- 自治体の広報誌を活用した広報